

静岡県告示第627号

農林水産大臣から、次のとおり指定施業要件変更の予定保安林にした旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定により告示する。

令和7年9月19日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁、中部農林事務所及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）